

所得税などの確定申告は2月16日(金)から

市役所会場で受け付けする内容が縮小します

沼津税務署による派遣人員削減のため、受け付け内容を一部縮小します。申告内容によっては市役所会場では受け付けできなくなります。また、入場整理券の数に限りがあるため、会場の混雑状況によって後日の来場をお願いする場合があります。

☎税務課 995-1810 沼津税務署 922-1560

申告会場・日時

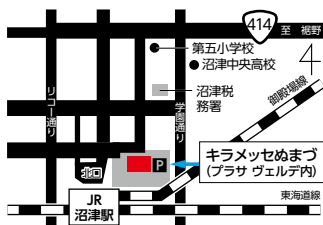
会場	日時
キラメッセぬまづ プラサヴェルデ内 (沼津市大手町)	2月16日(金)～3月15日(金) 9時～17時 ※受付終了16時 (土・日、祝日を除く)
市役所 4階 401会議室	2月16日(金)～3月15日(金) 9時～11時・13時～16時 (土・日、祝日を除く)
須山コミセン 2階大会議室	2月9日(金) 9時～11時・13時～14時

会場の注意点

●キラメッセぬまづ会場の整理券配布状況は2月16日(金)から国税庁ウェブサイトで確認できます。また、国税庁公式LINEからの事前発行ができます。



●期間中、沼津税務署での申告書の作成指導は行いません。キラメッセぬまづ会場を利用してください。



●市役所会場のオンライン予約は2月9日(金)から受付開始します。当日整理券は8時から市役所1階で配布します。



市役所会場・須山会場できない申告

次の申告は市役所会場・須山会場では行えません。昨年まで市役所会場で同じ内容を申告できた人も今年ではできません。キラメッセぬまづ会場か、自宅からe-Taxで電子申告をしてください。

- 営業所得 ●農業所得 ●譲渡所得 ●分離課税とする所得 (退職所得など) ●証券会社を通じた株式の取引 ●初回の住宅借入金等特別控除 ●住宅ローンを利用しない住宅の新築・改修に係る税額控除 ●相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の所得 ●令和4年分以前の申告 ●消費税 ●贈与税 ●申告書の控えに税務署の收受印が必要な場合 ●その他、市職員が判断できない場合

市役所会場での税理士による無料税務相談の廃止

今年は市役所会場での税理士による無料税務相談は行いません。昨年まで市役所会場で税理士受付の申告ができた人も今年ではできません。税理士への相談を希望する場合は、下記サンウェルぬまづでの無料相談を利用してください。申告はキラメッセぬまづ会場でもできます。

税理士による無料税務相談 (サンウェルぬまづ)

時 2月10日(土) 9時30分～15時

所 サンウェルぬまづ (ぬまづ健康福祉プラザ)

OAルーム (沼津市日の出町)

内 所得税 (譲渡所得を除く) ・消費税に関する相談、申告書の作成指導及び提出

持 申告に必要な書類 (青色申告決算書及び収支内訳書の作成や医療費の集計は事前にしてきてください)

他 譲渡・山林所得、贈与税、令和4年分の所得が300万円を超える人は受け付けません。

申告会場でのスマホ申告について

キラメッセぬまづ会場での申告は、基本的に自身のスマホで行っていただけます。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしたスマホ及びマイナンバーカード(※)、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をそろえてください。青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、事前に作成してください。

なお、市役所会場でも状況に応じてスマホ申告を案内する場合があります。

※マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号が必要です。 ●署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁) ●利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

市・県民税申告書の郵送提出に協力してください

市・県民税申告書は申告期間前も提出できます。郵送での提出をお願いします。窓口での相談を希望する場合は、2月15日(木)までに来てください。



確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡所得などがある人
- 次の①～③のいずれかに該当する人など
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②年末調整されていない所得が20万円を超える人
 - ※公的年金所得と退職所得を除く
 - ③給与と公的年金両方の所得が20万円を超える人
 - ④ふるさと納税ワンストップ特例で5カ所を超える自治体に申請した人
- 他●上記に該当しない場合でも所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。
 - 公的年金等の年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありません（外国の公的年金の受給者を除きます）が、市・県民税の申告が必要です。
 - 医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

市・県民税の申告が必要な人

- 令和6年1月1日（賦課期日）に市に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人
- ①給与や公的年金以外に令和5年中の所得がある人
 - ②令和5年中に所得がなく、次のいずれかに該当する人
 - 市内に在住する他の人の配偶者控除や扶養控除の対象になっていない人
 - 課税（所得）証明書が必要な人
 - 合計所得金額が1,000万円以上ある人の配偶者
 - ③確定申告をしない年金所得者で、医療費などの所得控除を申告したい人
- ※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が済んでいる人は、市・県民税の申告は必要ありません。
- ※前年に市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付しました。



障害者控除対象者認定書を発行します

- 身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で、障がいの程度が障がい者に準ずるものとして次の要件を満たす人には「障害者控除対象者認定書」を発行します。
- 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている人で障害者控除対象者認定基準を満たしている人
 - 65歳以上で介護認定を受けていない人で市が調査した結果、6カ月以上就床し、食事や排便などの日常生活に支障があると認められた人
- 詳しくは介護保険課にご相談ください。

☎介護保険課 995-1821

◆申告に必要なもの(チェックリスト)◆

- 令和5年分の給与・年金の源泉徴収票（原本）全て
- 収入や必要経費を集計した書類（収支内訳書など）
 - ※事前に作成してください。
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- 障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書など障がいの程度を確認できるもの
- 医療費控除の明細書 ※事前に作成してください。領収書だけでは申告できません。
- 寄附金の領収書・証明書等
- 住宅借入金等特別控除申告書 ※事前に作成してください。
- 金融機関などの口座番号が分かるもの（新たに口座振替で所得税の納付をする人は銀行印も必要です）
- マイナンバーカード ※持っていない人は、通知カードなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるもの（顔写真のないものは2種類以上必要です）
- 税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせハガキが送られてきた人、市役所から市・県民税の申告書が送られてきた人は、持参してください。
- 令和4年分の確定申告書や収支内訳書などの控えを持ってくると手続きがスムーズに行えます。